

第 521 回但馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時及び場所

- 【日 時】 令和 4 年 1 月 21 日（金）13 時 30 分～
【場 所】 美方郡香美町香住区境『但馬水産事務所』会議室

2. 招集者、議事の通知事項、通知年月日

【招集者】 会 長 上田 良介

【議事の通知事項】

- (1) 漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づく知事許可漁業の公示について（諮問）
(2) くろまぐろの令和 4 管理年度の知事管理漁獲可能量について（諮問）

【通知年月日】 令和 4 年 1 月 14 日

3. 出席者

【委 員】 小林東洋志 島崎 邦雄 田畑 富治 濱邊 希夫 福本 好孝
松本 齋 村瀬 晴好 川越 一男 上田 良介 久保千賀子

【県関係】 兵庫県 但馬県民局 豊岡農林水産振興事務所 但馬水産事務所

所 長 兼 事 務 局 長	山下 正晶
水産課長兼事務局次長	大野 泰史
主 任	齋藤 公司
職 員	梶原慧太郎
職 員	笹江 祥加
嘱 託 員	秋田 千里
兵 庫 県 立 農 林 水 産 技 術 総 合 セ ン タ ー 但 馬 水 産 技 術 セ ン タ ー 所 長	山中健志郎

4. 議事の経過概要

13 時 30 分、山下所長兼事務局長が委員の出席数確認後、漁業法第 145 条第 1 項に基づき、会議の成立を宣言した。

ついで、議長選任及び但馬海区漁業調整委員会規程第 11 条の規定に基づく議事録署名人の指名が行われ、議事に入る。

議事録署名人指名

〔山下所長兼事務局長〕

これより、上田会長に議長に就任いただき、議事録署名人の指名からはじめていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔議長：上田会長〕

議事に先立ち、委員会規程第 11 条による議事録署名人として濱邊委員と村瀬委員を指名します。これより議事に入ります。

第 1 号議案 漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づく知事許可漁業の公示について（諮問）

〔議長：上田会長〕

第 1 号議案、「漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づく知事許可漁業の公示について」を上程します。前回事前協議をしたものです。事務局より説明をお願いします。

〔山下所長兼事務局長〕

資料 1 の諮問文を朗読させていただきます。

————— 諮問文書読み上げ —————

以上です。詳しい内容は、齋藤事務局書記から説明します。

〔齋藤事務局書記〕

説明させていただきます。

————— 資料 1 に沿って説明 —————

以上です。

〔議長：上田会長〕

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〔川越委員〕

去年、期間中に新規の追加があった。今のイカの状況を見ていたら、スルメイカは日本海北部の漁場が良くない、西の白いかにシフトしたいという傾向が見られる。そういうことで

去年追加が出て来た。今後もそういうことがありうるかもしれない。そのたびに臨時で海区調整委員会を開催するのではなく、そういう場合の対応を、ある程度、諮っておいてはどうか。

〔齋藤事務局書記〕

ご意見はお受けしますが、どうしても法定手続で必要なことです。これをせずにやろうと思ったら、いか釣りやベニ以外のよう、申請期間を長く取って、隻数も余裕を持った数で公示をすることになる。そうしたら、想定していない方々が申請してきても許可を出さざるを得なくなる。いか釣りに関しては、比較的参入しやすい漁業。遊漁でもイカを釣っている方が多く、知事許可を持たれると漁業調整上困難な事例も出てくると思うので、枠を設け申請期間を区切っている。もし、海区調整委員会で諮らずに柔軟にということであれば、他の漁業のように、例えば1年間申請期間を設けて、枠の上限を設けずに申請あったらいつでも誰にでも出すことは出来るのですが、それで本当に漁業調整上問題が無いかということもある。今は、こういった形で都度都度の申請を審議し、海区委員会の場で意見を聞いてさせて頂きたいので、少なくとも来漁期については、去年と同じように、臨時のような形で海区調整委員会で意見を頂きたいと思います。また来漁期以降、そういった手続を見直すべきという川越委員の意見もありますので、現場の意見を聞きながら検討したいと思いますのでよろしくお願いします。

〔村瀬委員〕

他県に申し込む場合などで、他にそういう事例がありますか。海区調整委員会を開かないといけないと、他県の場合もそういうルールでしょう。

〔齋藤事務局書記〕

そうですね。本県も基本的にそうしているが、希望隻数を他県に聞く時に、漁期中の申請は基本的には認めないとしている。なので、よほどの事情が無い限りは一斉更新時にちゃんと言って下さい、漁期途中での申請は認めないとしている。ただ去年は、鳥取の船で事務局の方で調査漏れがあった等特殊な事情があったので対応しました。基本的には今の運用と同じで考えています。

〔村瀬委員〕

それで良いと思う。

〔議長：上田会長〕

他に何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

————— しばらく待つも質問なし —————

〔議長：上田会長〕

意見がないようですので「説明のあった案のとおり異議はない」こととしてよろしいです

か。

〔委員一同〕

異議なし。

〔議長：上田会長〕

異議は無いようですので、そのように決定します。

第2号議案 くろまぐろの令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について(諮問)

〔議長：上田会長〕

第2号議案、「くろまぐろの令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

〔山下所長兼事務局長〕

資料2の諮問文を朗読させていただきます。

————— 諮問文書読み上げ —————

以上です。詳しい内容は、梶原事務局書記から説明します。

〔梶原事務局書記〕

説明させていただきます。

————— 資料2に沿って説明 —————

以上です。

〔議長：上田会長〕

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〔松本委員〕

県の保留枠、今漁期の場合、小型魚のトン数がなくなった時点で少し回して貰ったのですが、今後もこれができるのですか。

〔齋藤事務局書記〕

状況になってみないとわからない。例えば、次の管理期間に、すごく大型魚が獲れて留保枠を使ってでもカバーしないといけなくなった、具体的にいうと、大型魚は延縄3トンとそ

の他 2.6 トン、両方ともすごく獲れて、まだまだ獲れそうとなったら、大型用の留保なので、この留保を使います。そして留保分が無くなったら、昨年末にしたように付替えは出来なくなるが、去年と同じように大型が全然獲れていなく枠が余っていたら、留保を小型に活用する。あとは、国に交換に使える原資があれば、例えば、大中型まき網漁業が大型と交換しても良いという話があれば可能かなと考えています。そのときになってみないとわからない。

〔松本委員〕

漁獲状況によっては出来ないことはない、ということですね。わかりました。出来れば、そういう方向性を取っていただきたい。というのが、沿岸の漁業者がひき縄でキロ数制限しながら今のトン数枠を守ろうと一生懸命になっている。出来れば回せる方向で考えて頂きたい。

〔齋藤事務局書記〕

少し補足させていただきます。令和 4 管理年度の当初配分は、今回最初から小型魚は 5.5 トン。毎年兵庫県は 2.3 トン、過去の定置の超過分が引かれているので 2.2 トンが来て、その後、追加配分があったと思うのですが、今年は最初から 5.5 トンと大きい数字が来ている。これは、前回の海区で松本委員から意見を頂いた話に関連するのですが、国際約束で大型魚への振替えの話で、国は、大臣管理では大型魚が足りていないので、大型の枠を増やしたい、ただ、小型は沿岸で全然足りていないので、国の中の枠のやりとりでいろいろ考えてくれています。その結果、今回、大臣管理には大型の枠を配慮し、知事管理には小型の枠を配慮するという形で、一部留保を崩して最初から各県の数量を底上げするという形で対応頂きました。なので、今回は当初から 5.5 トンがくる。4 月から 5.5 トン使えることになる。さらに繰り越しルールがあるので、1 トン満たない程度の数字とはいえ、さらに 5 か 6 月に少し増えるような見込みがある。令和 4 管理年度に関しては早くから大きな枠が使えるような体制になります。今漁期は、結構、枠が残っているような状態だと思います。一部で体重制限を大きくしすぎたのではないかという意見も聞いている。その辺は現場で様子を見ながら、こういう経験を踏まえて、令和 4 管理年度もしっかり枠を使ってもらうことを考えて頂きたいと思います。また令和 4 管理年度、枠が足りない、5.5 プラス α でも、まだ足りないというようであれば、是非相談して頂けたらと思います。それと、提案ですが、沿岸でも大型魚の枠を使えないか。兵庫県も大型の配分を結構貰っているのですが、使えていないという実態がある。但馬沖に大型魚が結構回ってきているという話も聞くので、例えばひき縄では無理かもしれないですが、はえ縄等で捕ってみるとか。そういった事もあるかなと思います。

〔松本委員〕

わかりました。今齋藤さんが言われたように、大型魚に関しては、希望は持っている方はあると思います。まず最初に、漁法関係や資材関係で視察に行ってみたいという方もいるわけで、またその時点で相談に伺う可能性はあると思います。その際は、よろしくお願ひします。

〔議長：上田会長〕

他に何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

————— しばらく待つも質問なし —————

〔議長：上田会長〕

意見がないようですので「説明のあった案のとおり異議はない」こととしてよろしいですか。

〔委員一同〕

異議なし。

〔議長：上田会長〕

異議は無いようですので、そのように決定します。

以上で第 521 回委員会の議事はすべて終了した。

以下のとおり、本日第 521 回委員会を終了する旨、議長が宣言し閉会した。

時に 13 時 50 分